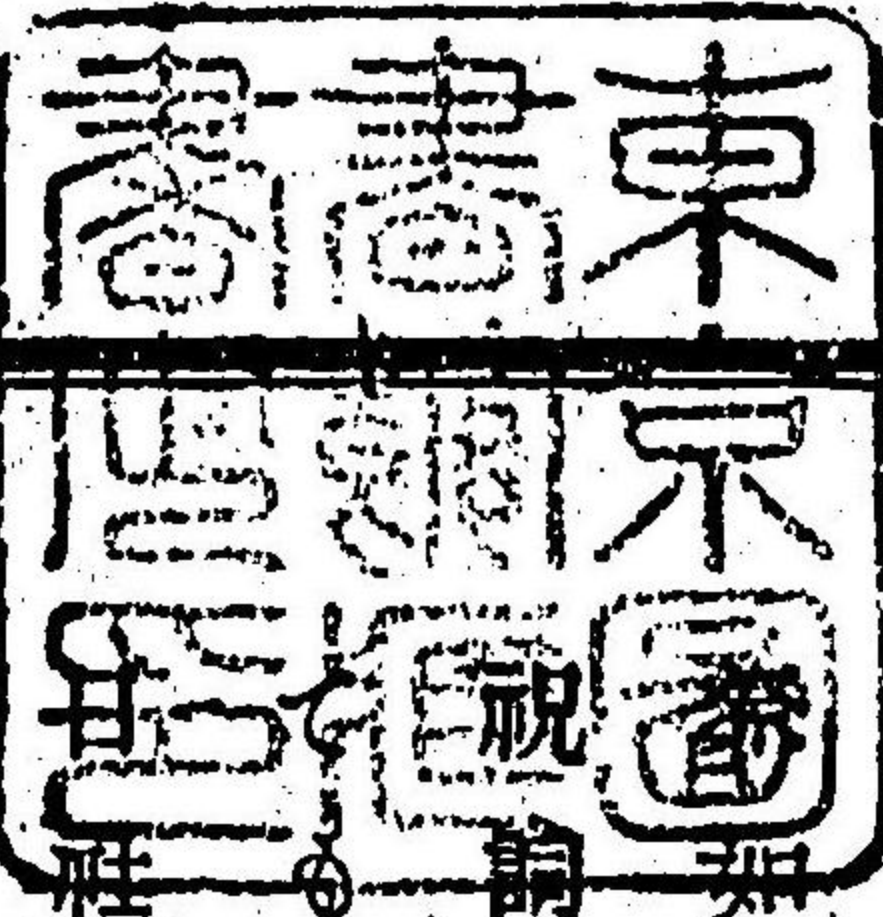


祝詞畧解二之卷

久保季茲 編輯

吉岡徳明 校訂

春日祭 考云神名式大和國添上郡春日祭神四座と見ゆ鹿
島坐坐武甕槌命香取坐坐經津主命天兒屋命萬幡姫
命坐坐と云へり祭の四時祭式は二月十一月上申日也
この祭の始れるの貞觀元年十一月九日ありとあるもの
云へり實錄は其事見えとて同十八年一月丙申春日



常とあり儀式にも擧られしかば定かなりかくて此
の暫く後人の言よて古は違ふこともあり○史傳云春
の神名式は大和國添上郡春日祭神四座
並名神大と
月次新嘗

ある是なり神宮雜例集に中臣氏神社と擧て鹿島神宮坐常陸國鹿島郡香取郡平岡大神坐河内國相殿郡姫神坐此
陸國鹿島郡香取郡坐下總國平岡大神坐河内國相殿坐此姫神坐此
者件三所明神々殿元明天皇和銅二年己酉都在奈良之時
内相住給別無宮殿奉崇居春日御社也とあり云々文趣を見るに公庭の御擧
とは聞えず猶其証を云とゞ大鏡に錄足大臣の生れ給へ
るに常陸國なれば彼所の鹿島といふ所は氏の御神を住
しめ奉る其御代より今に至るまで新しき御門后大臣立
給ふ折は奉幣使必立つ御門奈良はおはしまさ、時か
しこ遠しとして大和國三笠山より奉て春日明神と名け
奉りて今も藤原氏神にて云々とありかしこ遠しを今本
るは寫誤也今は風代弘賢主の春日祭詞は大神等乃乞給
持たる古寫本に據て引たり云々といふは此社を公より祭り給ふ事
云々といふ文と如何といふは此社を公より祭り給ふ事

と成らば此山は還せる年よりは遙か後の事なりしか
は其項は彼所遠しとして遷せる事をは裡にして神等の乞
し玉へる故に移し給へりと云ふことを表に文りたりけ
む故に大君は神にしませは大らか其言の隨に此祝詞
は書しめ給へりけむ云々春日と云ふ地名は彼山は元よ
り鹿の多く住る山なり故にそを愛し給ふ神を崇む
る所ははふさとしとして此所は祝へるまで鹿住所の意に
や三笠山と云ふ名は鹿島の御笠山の名を爰にも移せる
稱なること疑なし春日社記其外の物に神護慶雲元年六
月に鹿島大神御形を顯はし白鹿に乗して三笠山に移り
給へりとして其途の程乃事かど何くれと記せるに凡て妄
説かりその其事若實ならは紀に聊も記さざらあるべか

らぎ云々○講義云注式また祝詞考とも貞觀十八年二月丙申と見えたりとも三代實錄に見えき云々○又云此社御祭の事廿二社注式に或云文德天皇仁壽三年始とあるのさもあるべし同書又清和天皇貞觀元年十一月九日始とあるの本説かから違へるに似たりさるの三代實錄に天安二年十一月三日庚申停大原野春日等祭とも丁卯停大原野祭とも見え又貞觀元年十一月九日庚申平野春日祭如常とあれば既に春日大原野兩社とも其祭ありけるなり云々

天皇我大命爾坐世 詔辭解云坐の借字にて令隨の意からむか令隨のもと麻と云か即ち隨字の意にてそれより麻々とも麻邇麻爾とも麻迦世とも云ふあるべし借大命

令隨との先つ万葉の歌は天皇の御命畏みとよめるの天皇の大命の如何ある事にて背き難く其詔命の隨は長りて仕奉る由にてそそ臣民の方より云ふ言あるを此大命は令隨のそを天皇の御方より詔給ふ詞にてその大命の隨に爲しめ給ふ由あり然れば大命は任せと云ふと同意也○講義云平野祭詞久度古開祭詞にも見え續紀類聚國史文德實錄三代實錄に見えたるを遍く考ふるに他例天皇我詔旨止某神乃廣前爾申賜止倍申久と云ふ異ならせ然れば鈴屋翁説の如く天皇我大命爾令隨にて句を隔て廣前爾白久へ係れるなり云々天皇か大命のまゝは某神の廣前は申し給へと其御使の人々は仲給へるかを取傳へて其神は白す故は申賜止倍白久とはいへるなりされ

は此も天皇が大命に坐せし宣命よてその御使よ仰せ給ふ事にて廣前爾申久は其社に至て演る詞なれば也

恐支 考云恐さちふ言は伊勢の神宮の御事よもかゝる所には無し言體よく居侍らむいかよぞや○講義云恐を俗に恐多しと云ふ義なり云々掛まくもより續くとは異りその神の御稜威長き由よて言よ掛る謂よは非也

鹿島爾坐健御賀豆智命 考云此健御雷神經津主神の皇祖神の詔を奉て下津國を知し平たまへる大なる功ある神

なること古事記日本紀に見えて明かかれハ更よも云ハせさて式に常陸國鹿島郡鹿島神社名神大月とあり云々

香取坐伊波比主命 考云式よ下總國香取郡香取神社名神大月 嘗次新とあり是は經津主神を齋之大人と申すあり神代紀

天神遺經津主神武甕槌神使平定葦原中國云々是時齋主神號齋之大人此神今在乎東國檝取之地云々

枚岡坐天之子八根命 考云式よ河内國河内郡平岡神社四

坐と云ひ既よ貞觀七年の紀よも出づこと藤原氏の遠つ祖神よませと祭るへきなり○講義云神名式に河内國河

内郡枚岡神社四坐並名神大月と見えざる是なり並字本 せるを今名神祭式次相嘗新嘗 祭神は神社啓蒙よ引る當社古記よ天

兒屋命葺不合尊大國主命天照大神若宮天押雲命也と記せれども依難し此祝詞の終ある細書に大原野枚岡等祝

詞准此とありて並に此詞を用ひらるゝ趣あるをもて思

ふよ所祭春日に同くして唯天兒屋命と比賣神とを主と祭らるゝ事よて武甕槌神經津主神の客たること云ふも

更なり云々天兒屋命比賣神の本より鎮坐しつるは奈良朝は春日社を定められし後春日と同しく鹿島香取の神を合せて四座とせられしものなるべし

比賣神 考云万幡姫命也と云り正しき書は見えぬ○後釋云枚岡四座の内なり兒屋命の後神などにやおはすらむ然るを世は天照大神を万幡姫命ぞなど申すは正史をも考へざる妄説也○史傳云三柱姫大神多紀理毗賣市寸と聞えたり云々○今按は講義に兒屋命の後神にて天鈿女命なりとせれど定め難ければ其説を引出せ猶考ふべきなり

廣前 考云廣は大と云は同じ扱伊勢神宮の外は皆前とのみあり其中に平野のみ廣前とあるは前マつ天皇を齋奉

れる宮おればさもあるべし春日に例おければ藤原氏の盛なるに依れるもの也○後釋云廣前と云ふこと古くは見えぬ古は前と云るを今の京とありてはすべて廣前とのみ云へり○今按は平野を天皇を齋奉れりと云はれたるは非ありては平野祭の條に記すべし

大神等乃云々三笠山能下津磐根爾云々 今按は此等の事は題の下は史傳等を引て記せるを立返り見て知るべし廣知立 考云廣と太との事はよりて意通へど柱らば廣といふ言おと神代紀は柱は太く万葉集は真木柱太き心かと云ひつ○講義云古くは太知とも太知立とも太敷とも太敷立とも云るを今京と成ては此を廣と換たり貢流神寶者 講義云神寶と調度の物を云ふ云々遷奉大神

宮祝詞は雜御裝束物五十四種神寶廿一種平備備天とあるをもて其差別あることを知るべし此詞に神寶者云々御服波云々と分てるを以て考ふへし云々

御横刀云々 今按し刀を波迦斯と云ひ弓を登羅斯と云ふと劔は佩くもの弓は執る物なる故よてそは其用を即て休の名とせるよと古人の説の如し日本紀に御刀媛御刀万葉に御執之梓弓などよめり此云彌波迦志と見え

御馬爾備奉 講義云儀式は神馬四疋走馬八疋牽列神殿前近衛少將馬寮頭前行云々次馬寮牽神馬廻社八度云々大臣以下赴於馬場令馳御馬と見え江次第よも神馬走馬牽立前神殿云々馬寮使牽廻御馬八廻云々次向馬場馳馬と有此也さて竜田風神祭詞は楯戈御馬爾御鞍備氏とある例

よて御馬爾御鞍備奉理ならむと先よ思へりしかども然よは非りけりこの備奉理は上より云並たる御鏡御横刀御刀御梓御馬共よ總てよ係て受たるよて其中よは御馬の鞍も含有ること言ふも更なりそは風神祭の右の續きよ品々乃幣帛備氏とある備氏と此の備奉と事は一なればなり云々

御調 記傳云美都岐と云ふ言は美は御都岐は都具を休言よ爲たるよて御供給かりされは俗言よ人よ物を看給と云ふ都具と同言よて都具は續くる意なれば御調と云ふは公に用ひ給ふ諸物を下より供給奉る意の名かり云々○今按に記傳猶委しけれと省けり本書よ就て見るべし荷前 講義云稻の事かり云々大忌祭詞風神祭詞おとよ御

酒者應能閉高知應能腹滿双氏和稻荒稻爾云々とある如く同文格あるを此詞にて御酒者云々と云て穎の事を云はざれば平野祭詞久度古開祭詞ともに四方國能進禮流御調能荷前平取並氏御酒波云々とあると證して荷前の他詞は初穂者穎爾汁爾とある穎の事あるが即ち和稻荒稻にて此は云ふ荷前あることを察むべし

麩上高知 考云爰は上と書るはよし此を以て他をも知れ神主爾云々 講義云此御祭は京より向ふ人を悉く云りと通ゆ但其中は一人別は神主と云ふ者ありこの儀式は前二日早旦神祇官人牽神主神琴師神部卜部向社とありて當日の所は大臣以下及朝使氏人就座北面東上重行次神馬四疋走馬八疋牽列神殿前近衛少將馬寮頭前行次神主著木綿

纓就祝詞座兩段再拜拍手四段とあるをもて見るは神祇官人にて階卑き人なるか唯祝詞を申す料は依されつるものなりその誰からむと深考するは祈年祭式は中臣進就庭座讀祝詞と見え祝詞式の首はも凡祭社祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞以外諸祭中臣氏祝詞とあるをもて知れたり神主爾某官位姓名平定氏とあれば此祝詞申す人一人の如く聞ゆれども今日の神事は預る人等を悉く並べ云ふこと、見ゆ然れども爾の辭にては言足とて爾副の意あるべし云々さて右の神主と神祇官より發遣する事あるが故に四時祭式に齋服料神祇官一人云々神主一人云々膳部八人卜部二人云々守神殿仕丁一人云々と見えたるが總て參向の人々の内藏式は春日祭使裝束

の下は外記一人史生一人辨官吏一人史生官掌各一人喚使二人寮五位助以上一人舍人一人仕丁一人近衛少將若中將一人近衛十二人馬寮五位助以上一人馬部一人御馬十二疋とあり

安幣帛乃足幣帛 考云安とて事故あきをいふ足は關落るおと無きかり

皇大御神等平 考云皇大御神と云ふは古事記より始て皇祖神等つゞきては天皇を申し奉る例なり今此文は左か云ふは今京と成て古言の例を違へらるゝ由あるか云々今母去前母 講義云今の當今去前の將來を云ふなり續紀宣命は多く見えたり又今母今母と重云るも多かり足御世云々 今按は講義は足御世茂御世はつきて委らさ

説ありて足は皇威の遍く天下に光宅す義茂の動き無き義とせり其説いと長きがうへは中は少か信ひ難き事もあれば引出せ

預而奉仕流 考云預といふ太政を預り申すよりして諸の司々皆然り仍て百官は係れり○講義云關白を云と見ゆ然らざれば王等卿等ハ天皇の子なり臣あり預といふ事叶とせ然らば預而奉仕る人を何人とかせむ云々○今按は遷奉大神宮の詞は預供奉辨官云々とあり此は先哲の説かけれど此處あると同トさか異なるか若し同トくは關白ありといふ云ひ難きは似たり猶よく考へて後云べし處々家々云々 考云處々の官省寮司衛府京國職廳をとか云ひ家々も王卿百官の家々あり○講義云處々家々は京

中の事を云へり云々但處々家々にて其百官人の皆を云中の坊々を云ひ家々とは其一構○今按に考は國廳をあるを云なり舎宅とい異なりも兼て説き講義には京中の事とせり何よても通ゆ
王等 講義云鈴屋大人の説の如く古は意富伎美と申そ
天皇を始め奉りて皇子諸王までに通れる名あり然るは
後に親王と云ふ号の出來て親王を美古と申すに對へ
て諸王を意富伎美と云別つ事と成たれどかは親王諸
王を合せて呼ふ時は美古多知といひ意富伎美多知と
云へり也此も其にて親王諸王を總たるものあり○今
按は繼嗣令は凡皇兄弟皇子皆爲親王以外並爲諸王と見
えたり

卿等 講義云麻幣都伎美と訓むべきかり天皇の御前侍

ひて事執り申す由あり大臣を於保伊麻宇知伎美と云る
も麻幣都岐美より轉れるなりされば此の卿等も大臣以
上の人等のを云からむと思ふに然らば朝廷の諸官人
をそべいふよその主々なき方を抽出て其他を思はせ
る簡古なる古文の法あり

伊加志夜久波叙乃云々 考云伊加志は既に出たり夜久波
叙は彌木榮を略き轉して云ふ言ありいやが上に木の生
榮るをそやといふ又はえとのみも云ふ也遠江人本草
の孫枝の生茂るをやこはえと云は即ちいやこはえなり
さて王卿百司の人さちまでも彌榮は榮えしめ給ふと云
ふ譬あり○今按に古事記仁德天皇御歌は宇知和多須夜
賀波延那須とありて傳よその祝詞まは平野祭祝詞及び

考の説を擧げ木を賀とも具とも通はし云るかるべし但
し夜賀又夜具と云は彌木には非て別に一の言あるも知
り難しとあり又講義には伊加志は五十榎夜久波叡は八
桑枝よて榎と桑とをもて譬たるありとて考また記傳の
説を非とせり熟思は八桑枝と然もあらむとおほゆれど
五十榎といかゞあらむ今思ひ定めがたければ姑く其説
を載せざるは考ふべし

大原野枚岡等祝詞准之 考云大原野平岡の祭も此祝詞を
用るて其所よつけたる事のみ替るのこ枚岡は既よ出た
り大原野と山城國乙訓郡に在りさて春日大神を此處に
遷されしは仁徳天皇嘉祥三年也とある物に書きつ文徳
實錄に仁壽元年二月別制大原野祭儀一准梅宮祭とあれ

ハ其前年嘉祥三年に遷されて今年始めて祭らるゝかる
べし○四時祭式に春日祭の次は大原野神四座と擧て神
名式よは此社を擧ざるは後よ落たるか云々○講義云二
十二社注式よ舊記曰仁壽元年二月二日乙卯依太皇太后
御所山城國葛野郡大原野仁宮柱廣知春冬乃御祭加賜と
有はさもあるべし公事根源にも此神社は后宮の參らせ
給む爲春日の本社遠きよ依て都近き所に遷奉らると
あり云々

○
廣瀬大忌祭 考云神名式よ大和國廣瀬郡廣瀬坐若宇迦乃
寶命神社とあり文徳實錄よも既よ如此見ゆ且是を大忌
神と申をこと古書皆均し是を大忌と申を事の意ハ猶考

ふべし○此文は若宇加乃賣命と申して穀物を依り給ふ神あればを荒き水は傷はせさらむ願事に依て四月と七月は御使立らる其祭の始は崇神天皇乃御代なるへとされと上代はも大裏にて祭りさまひて御使なとありあらさりけむ仍て紀は天武天皇四年四月よりを擧たるさて持統天皇紀はも毎年四月七月御使ありしか日は定無りしかくて令は常例の御祭を成てより後の紀には皆略きて記さす其いと後延喜神祇式に四月四日と見ゆるも例を思ふに既に令の時の定めあらむ○史傳云此社は帳考に今在廣瀬郡河合村泊瀬川倉橋川此地といへり○講義云古事記水垣宮段は於宇陀墨坂神祭赤色楯矛又於大坂神祭黑色楯矛と見え崇神天皇御紀は九年春三月甲子朔戊

寅天皇夢有神人誨之曰以赤盾八枚赤矛八竿祠墨坂神亦以黑盾八枚黑矛八竿祠大坂神四月甲午朔己酉依夢之教祭墨坂神大坂神とあるを合せて記傳は墨坂神の式は大同國葛下郡大坂山口神社とある是にて墨坂神の式は同國宇陀郡宇陀水分神社とある社あるへと云々と云れたるは甚美き考にて此詞は倭國六御縣云々四時祭式に大忌祭一座以御縣六座山口十四座合祭とある如く山口神の此大忌神に属給ふ所以を考れは其主たる大忌神の此御世は祭られ給へる御事を思ひ定むべきあり記は坂之御尾神及河瀬神とある坂御尾神の御縣神河瀬神の大忌神也と見ゆ何を以川瀬神の大忌神ならむと云は此社を立て給ふ所を廣瀬川合と云るそれ即ち川瀬なりと地は

祀始たりとおほゆればなり云々紀天皇夢有神人誨之
とあるの廣瀬龍田神の御諭言もありけむを記し漏され
なから廣瀬神の御事、属神たる大坂神を以て考得られ
龍田神の御事、正しく其詞に遺れるものなり○大忌神
と申すの物忌の義なり此廣瀬に坐を若宇迦能賣命の亦
名あるか少心得あるへ云々大忌神と申す時の天宮に
て皇大御神に御饌津神と仕奉始給へる御職の号あるも
のあり豊受官儀式帳に天照大御神の我御饌津神と詔へ
るの我御饌を主る神と申す意也云々大忌の大物忌と同
じ事あるか忌とい上も往々云る如く忌清め慎み敬ふ
由あり云々神名式なる出羽國飽海郡大物忌神社名神の
社説は稻倉魂神と傳へたるの御名の同じき故に混れた

るかれと其祭神の此廣瀬と同じく若宇迦能賣神あるこ
とを徴すに足ていと貴きことあり○大同本記に雄略天
皇の御世天照大御神の御託宣は云々とあるをもて事状
を知るへきなりこの幽顯を兼て詔へる敕言よて三女神
の幽より齋かせ給ひ丹波道主命の御子の顯は其祭主た
るか共は豊受大神を祭り給へる所以をもて物忌とい云
へり云々○崇神天皇九年四月墨坂神大坂神を始て祭ら
るゝ時より此廣瀬龍田兩社の御祭のあり初つらむを其
後の四月の月中よて何日といふ定めも無り故に後れ
なともあつるか遂は止て過し年かとも有つる故に
それよりの唯臨時に行へるのみありを天武天皇四
年は再興なさせ給ひてそれより恒例の神事とい定りけ

るものなるへし云々今義解は大意祭謂廣瀬龍田二祭也
とありて大意神風神二にして一あるものなりその義解
は風神祭謂廣瀬龍田二祭也とありて大意祭は風神祭を
兼ね風神祭は大意祭を兼ねたるものあり○今按に崇神
天皇の御世里長藤時といふ者は託宣ありて祭り奉れる
を天廳に達し敕使を奉られし事かと委しく此社の縁起
を見えたり其文いと長く信け難きこと多ければ引出せ
又講義の説も猶信け難きこと無きよあらねと大方さる
ことよて詳考クダシキかれの擧つ

廣瀬能河合 考云今も此所を川合村と云り初瀬川の末と
佐保川の流れ合る所なれり川合と云ること著し今は大
和川とて大川と成れるこれあり此所を廣瀬と云るも大

川原なりしよりて郡名となりつらむと見ゆる所のさ
まなり

御膳持須流 後釋云この流字いかゞ持を母多須と云と古
の延言の例よてもたさむもたせもたせと活用てもたす
るとい活用かぬ詞也この格の言何れも須留と活くこと
無し○講義云二義あるへし一は御膳持の御食物を有
させ給ひて世は恩賴を蒙らせ給ふ由なり一は御膳神
とまじくして天照大御神は奉らせ給ふその御靈を世に
あまねく幸ひ給ふ由なり云々神代紀に葦原中國有保食
神と見えたる其神は此若宇迦能賣命の別名あること先
師等の考の如くあるか私記は宇氣者食之義也言是保持
食物神也と注せるは右の保食神の段は云々自口出矣と

ある文意を能く得たる説あり

若宇加能賣命登御名者白豆 考云古事記は伊邪那美神の御子和久産巢日神其子豊宇氣毗賣神まゝ外宮の度會に坐す登由氣神とあるも此御事あるへし氣と加へ同じけれとあり又神代紀一書は飢時生兒倉稻魂命まゝ保食神を軻遇突智命の子てふ事もあり如此傳へのさまくかるゝ古の種々の傳のまゝなり凡此神の御功もて御名とせるを共は穀物食の類を知り保ち玉ふ事の均しけれは皆同じ大神の荒魂和魂おとの由と見ゆめり○講義云御名は神の御所業を悉に盡せる故は其御名を彰はし申すこと上なき稱辭とあるあり○今按に此神の異名のこと古史徴は委し披見るへし又考は氣と加へ同じとあるは

委しからぎ此は宇氣の宇を略て氣といひ其氣を加と轉せるありその記傳に云れたるが如し又荒魂和魂とあるも穩ならず凡て加茂翁の荒魂和魂のことと當り難き由も記傳に詳あり事長けれは今ひすべて略けり又若といふこと諸説詳ならむこゝ須勢理毗賣を出雲風土記は若須世理比賣とある類の稱辭あるべし

此皇神御前 後釋云此といふ事いかゞ○講義云此廣瀬皇神の前といふ義かれは難かる但今本は御前とあるそれもさる事なれども此詞風神祭詞ともは御字無ければ衍なり本朝月令は皇神前とあるを反りて正しくおはゆる

王臣等平爲使且 考云天武天皇四年癸未には甲戌朔に當る

遣_二小紫美濃王_一小錦下佐伯連廣足_二祠_一風神于龍田立野遣_二小錦中間人連大盖大山中曾禰連韓大祭_一大忌神於廣瀬河曲とありて持統天皇まで凡絶えを其紀よと四月七月御使のことのあれと使の名の畧けり云々四時祭式よは大忌祭風神祭差_二王臣五位以上各一人神祇官六位以下各一人充_一使と見えたり
辭竟奉久 講義云風神祭詞に稱辭竟奉爾とあるやまさるらむされは久の爾の誤あるへし
神生祝部等諸聞食止宣 考云こは初の宣なり使の中臣神前にて唱れども神主等よ宣聞かじめ其等して神よ申させらるゝ由なり故神主等稱唯をさて稱唯畢て次文を唱るあり

五色物 考云四時祭式に絶一丈八尺絲二絢綿五兩五色薄絶各一丈五尺倭文三尺云々とあるをこの明妙云々と云より下へかけて見るに五色の物の右の五色の絶あり或説に神寶の五色と云ふ當らむ
盾矛御馬 考云右同式よ楯鉄鞍の三色あり鉄の餅の料なること下に見ゆ○講義云崇神天皇紀九年以_二黑盾黑矛_一祭大坂神とある大坂神へ此祭よつきて祭らるゝ山口神なるを思ふよ此廣瀬龍田神も此時に喻ありて如此盾矛御馬をも添て奉らるゝなるべし四時祭式よ鞍をいひて馬を云ざるの寮御馬などいひあくて當日の用のみに其國司より出せるあらむ
和稻荒稻 考云和稻の米あり荒稻の穎あがらあるをいふ

其類の叙をすり去てうるをしく成たるを爾古といふ
毛乃和支物 考云鳥かり

毛乃荒支物 考云獸かり○後釋云あの和支荒支廣支狹支
の四の支字の後人の加へたるか假令本より有とも非事
かりあり必きよて物あら物ひろ物さものと云ひむこそ
雅言と聞えたれ支といふべき言のさまは非す○講義云
一種の詞にして義に於て異無し

皇神前爾白賜倍宣 講義云御使の王臣より預り奉り來つ
る幣帛を奉らるゝ状を神主より皇神に申せとあり

皇神御心 講義云次ある風神祭詞にも皇神能御心爾平久
聞食豆と見ゆ是は依て御心爾と訓つくべし

皇御孫命能長御膳能遠御膳登 講義云今本遠御膳乃とあり

れとも祈年風神大嘗かとは登止の辭を書けり乃の正し
く止の草書より誤れること著けれり考の本は改められ
たるに依りつされと登字を書れたるの宜しからせ

赤丹穗云々 講義云御刀代平始豆に續きたるの足さぬは
似たれとも此の皇神に先奉らせ給ひて天皇は其残りを
聞食す御義よて古語拾遺に神物官物未分別とある上古
の遺制あり考お云々といわれたるは此古義を○今按は
考は此所に脱文ありとて字を補はれたれと講義の説に
て聞えざるにあらねば取らせ

御刀代 後釋云御年代なりと或人の云る宜し年の稻よて
神の御稻を作る田なり○講義云紀は神田と書たるをも
て見れば御刀の御所よてその神社の地よつきて封田を

定らるゝ由からむか代ハ田地の事あり御紀に頃を志呂
と訓み万葉八に五百代小田。姓氏錄に輕地三十代といふ
こと見え常も苗代かといふそれあり

親王等王臣等 考云おのく封戸の田地をいふ○皇子を
親王二世以下をおほぎみと分てるハ大寶令の頃よりの
事也○後釋云皇御孫命能長御膳能といふより王臣等と
云ふまでの文とたりがいにく入、まどりて調をせ○今按
講義ハ王字下ハ等字を加へて諸本ハ落たるを本朝月
令ハあるハ從ひて加つと云へり誠ハ此字あるを佳とす
公民 講義云記傳ハ大御寶といふ義あり又公民といハ奴婢
ハ對へて良人をいふ稱ハて古書ハ多く見ゆ云々必しも
奴婢ハ對へねども唯天下公民かと云ハ民といふ義也扱

民といふハ下さまの賤しき者ハ限れる如くあれども然
ハは非ぞ天皇の御上よりハ貴人をもおとさへて稱ふ事
あり

取作奥都御歳者 後釋云此七字除去て宣ハ此言爰ハ在て
ハいとく拙ハ○講義云祈年詞ハ皇神等の依奉ハ奥津
御年平云々かとあると全同意の續あり故あまも皇神
乃御刀代平始豆云々と云り上ハ云る如く此詞をいふを
皇御孫命の料給ふ御縣の事を聞かせたるを思ふべし
引居 講義云引ハ持運ふ事をいふ云々奉るより前に先つ
其社の庭上ハ持運ひ居るを云
打積置豆 講義云千稻八千稻ハ引居たる稻を汁とし類と
して神の御前に積と置くことの多かるを云り鈴屋翁の

引居豆と云て又打積置豆と云るいと拙と云れたるは
居と置とを混同し思僻られしよて依り難し

秋祭爾奉申 考云今四月の祭を云ふ也その七月の此等の
詞を換ふべし

倭國能六御縣爾坐皇神等 考云六の御縣の既し出、山口の
神社も同じく出たれどそは官材より爰は田地に依、
る祭也かくてこの祭と竜田祭の同じ御縣の刀稱男女
集へりされど龍田の風神祭かれ他の神等の祭らば爰
の水の祭り故に六の山も水あるよつけて殊に祭らる
よかり○講義云此の廣瀬大忌祭に属て御縣六座山口十
四座の神等を祭添らるゝよ依て山口神は言別て申し給
ふ詞あるがその御縣神は申す詞かくして山口神の詞乃

みあるをもて脱たるかと思ふし然らば御縣神は祈年詞
に注せる如く御食津神よまして此廣瀬大忌神と同神よ
おのせるが彼の蔬菜の事を主として祭らるゝに依て其
詞も殊にあるを此の稻穀の事を主とて祈らるゝこと
ゆゑに其趣意に於ての大忌神は申させ給ふよ異ること
無きを以て其詞の此大瀬祭詞を相通ひして用ひ給ふに
てあるべきかと思ふし然らばおの御縣山口神と一つに
連ねたる辭分あり四時祭式大忌祭條は是日以御縣六座山口
十四座合祭其幣物云々共用社料云々とあるをもて見れ
ば其御縣山口神ともは廣瀬社よて饗し祭らるゝかり共
用社料とあれは當日廣瀬にて祭られ其幣帛の六つ御縣
の刀稱は属て其本社よ奉らるゝ事と聞えたり○六御縣

乃の乃字ハ及字にて山口の上にて在つる字ありけむを誤て乃假字として小書よせるあり六御縣と御縣六座よて高市葛木十市志貴山邊曾布以上六座也御縣ハ御園といふも同きを以今京以來ハ園神と申て祝ふこと内膳式に見えたるが如し園韓神とい異あり思ひ混ふ可らむ扱此詞ハ皇神等の敷坐山々の自口狭久那多利爾下賜水平まぞハ山口神の御功德ハ拘り次ハ甘水止受且天下公民乃取作云々の御縣神の御所業あるを錯綜する古文の妙ある所ありと雖六御縣のとある乃字を及字とせされハ此ハも彼ハも滯る所出來て事實ハ叶はず式文に合さむ○山口に坐ハ四時祭式ハ山口十四座とあるこれなり祈年に見えたる六座の外ハ吉野巨勢加茂當麻大阪贈駒都祁

養布の八座よて云々右の神々の大忌祭につきて廣瀬の社にて祀らるること爾母の詞にて聞えたりさて其幣物の各社々に別ち納めらるること祈年祭を神祇官よてものし其幣物を頒ち行ハれたる各諸社の禰宜神主祝部等の受賜ハりて持下りて其社に納めて祭を行ふに異あらむ

狭久那多利爾 考云大祓詞に高山之末短山之末與利佐久奈太理爾落多支と云るも同じ○後釋云佐ハ例の眞にて眞下垂かり川水の山より落るさまを云り扱然水の落る處を久良とも多爾とも云ふ久良ハ久那多爾ハ多理よて共ハ久那多利より出たる名あり
下賜水 講義云山口神の佐久那多利より降し給ふ也これ

より彼祈年詞に云る水分神の分配たまふかり崇神天皇九年四月墨坂神大坂神_一盾矛を奉て祭らせ給ふは祈年穀の御事_一て所謂水分神山口神_一かれ_ハ今も其例に因准て水分神をこそ祭らせ給ふべき_一此には御縣神を祭らせ給ふ_ハ水分神の水を分配たもふ事_ハ畢竟山口神の山々より佐久那多利に下_レ給ふ上の作用あるに固て此にて_ハ山口神_一祈り申さる_ハか其山口神_ハ水分神に其事を令_レ成たまふか故_一別_一祭られざる_ハ主宰たる神を祭れば其支属の神_ハ從ふて共に其祭を受給ふこと常例_一かれは_ハあり山口神_ハ水源の神_一水分神_ハ流末の神あるを思ふべし

甘水受而 考云令の大忌祭の義解_一欲_レ令山谷水變成甘

水浸潤苗稼_一得其全稔故有此祭_一といふ_一均_レ受而_ハ田の受る_一かり○講義云甘水_ハ下_レある荒水の對_一かり甘美の謂に非_レ和熟する由也_一物の龜あるを和熟せまむるをウ_ハスと云ふなど此語例なり

荒水 講義云_一は暴雨霖雨洪水の事をいふ_一あり

汝命 講義云_一記傳_一續紀宣命_一奈賀命聞食書紀武内宿禰の歌_一大雀命を指て汝命とも詠り後世_一に_ハ汝_ハ卑_レめたる禰_一かれと上代_一に_ハ尊_レむ人をも云り故命ともいへる_一あり

刀禰男女 考云刀禰_ハ舍人と書り公の守_レる人をもべて舍人といふなりしを後世_一に_ハ貴賤とも_一公_一仕奉る事あるものをすへいふ事と成りて里長坊長なとをとも刀禰と云り_一この御縣の刀禰_ハ坊令より里長までを云ひ

此男女の百姓をすへいふからむ○西宮抄裡書は大夫を稱刀禰小節の侍從禰如儀式云々と見ゆ其節會よりて唱ふる例の異かれと先の官職ある人をは貴賤ともいふ事知るべし或説は六位以下を云といふは委しからむ○講義云刀禰の處主にて戸母を男女に依て其禰の易る也戸母の女に限る事いふも更なるを刀禰の打任せての男の禰なるを女刀禰と云へば女の禰ともおれるなり故此に刀禰男女と云るあり扱こゝに刀禰と云る倭國六縣の縣主より始て其所々の里長を云あり○考云此六の御縣の祈年祭は出たる高市葛木十市志貴山邊曾布の六郡也かくて爰に山口坐神と申すの高市十市石城上谷又高市又十市梨あること同式にあり扱

郡郷の同じきも御縣の社と山口社の各異あり又四時祭式の此大忌祭の條に是日以御縣六座山口十四座合祭祭に合此御縣六坐の右の高市より曾布までの六なり山祭る也此御縣六坐の右の高市より曾布までの六なり山口の四時祭式は飛鳥石寸忍坂長谷畝火耳梨夜支布伊古麻郡平群巨勢の勢山口神社鴨郡也當麻郡下大坂郡吉野郡吉野郡都祁山邊十四座也此祈年祭の祝詞に出たる外の後に加へられしかるべし○今按に後釋にこの一段を難められたれど講義の説は據れに通へざるはあらねば今彼説を記し出す

龍田風神祭 考云神名式は_{大和國平群郡龍田坐天御柱國}御柱神社二座_{並名新嘗大}龍田比古龍田比賣神社二座と見

えたり是則龍田山の東西の麓立野といふ所は坐ぬ今も
こゝを立野村と云り其立野のゆりの水垣の内に大なる
社二つあり是比古神比賣神也その大社の東は小社あり
是を後し齋へるよて知難し○今法隆寺の所は宣しき社
二つあり是を龍田の本宮と云ひなす例の偽あり爰
の立野の御旅所なるよと今も然り云々立野のその法隆
寺より南方へ今道二町ばかりあり木深くしてものふり
たる社あり○後釋云此龍田神を崇神天皇の御世は祭り
給へる事別て見えされとも古事記彼御段に定奉天神
地祇之社又於宇陀墨坂神祭赤色盾矛於大坂神祭黑色盾
矛又於坂之御尾神及河瀬神悉無遺忘以奉幣帛也と見え
書紀よも便別祭八十萬群神とあれば風神祭も此内は在

けむこと論おし○講義云此御社の廣瀬大忌神と共に崇
神天皇の九年四月は祀始られたるならんといふ證を記
傳は御紀九年云々祭墨坂大坂神と見えたと此祝詞と
を合せて水分神墨坂神山口神大坂神を祭り給へる事を徴さ
れたるか尙思ふは此時必は廣瀬大忌神をも此度に祭ら
れたるべし然るに山口神は大忌神は属て祭らせ給ふ神
は坐せむ其支神を祭られて本神を遺さるべき故無けれ
ばなりかくて天武天皇紀以降の書は大意風神二祭の二
にして一あるが如く記されさるる上古より此二神共は
同時に祭り來れる例に因准れたる事炳然なれば竜田風
神も同く祭始たる事紛なきが上は紀に夢有神人云々
とあると此詞は志貴島爾大八島國知志云々とあると同

事なるを思合されば紀には此度より大忌風神を祭られたるを記漏されたるものなり云々先より大忌風神とも天社國社の中に合て七年十一月の事あらむと思ひしかとも尙熟思ふに此詞の中に皇御孫命詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久禰辭竟奉止思志行乎波須誰神曾天下公民乃作々物乎不成傷神等波我御心曾止悟奉止宇氣比給支とあるは正しく御紀七月の下より定天社國社及神地神戸とある其事を云るおれば其より後ならで叶ひ難し然らばかばかりの大事の御紀に其面影ばかりも絶て無るべき理あらざれの上より云る如く九年三月より大御夢より悟を奉り給ひし事ありて同四月より其始祭ありけること更より疑なかるべきものなりかし

龍田 講義云龍田の大和國平群郡にて立野村の邊の總名也云々

志貴島爾 考云崇神天皇の大和國磯城瑞籬宮をいふ○崇神天皇紀云三年秋九月還都於磯城是謂瑞籬宮○古事記云御真木入日子印惠命坐師木水垣宮治天下也○記傳云師木の和名抄より大和國城上之岐乃城下之岐乃とある是也此宮の在三輪村東南志紀御縣神社西と大和志に云りいかさまにも此あたりにて在けむ○又云島とい凡てもと周廻より界限の有て一區なる城を云名にて海中には秋津島と云も本孝安天皇の都の名にて大和の内地名應神天皇の都も輕島明宮と云類也云々此も秋津島宮輕島宮などの例の如く師木の地なるを師木島とい云なり

大八島國 考云日本を總て大八島といふ事古事記より出○
今按より日本紀等よりも見えたり

五穀 考云古事記より大宜津比賣神死まして於二目生稻種
於二耳生粟於鼻生小豆於陰生麥於尻生大豆と云これ五
つの穀なり○今按より日本紀より頂化爲牛馬鷓上生粟眉
上生蠶眼中生稗腹中生稻陰生麥及大豆小豆とあり此より
依て思ふより稻粟麥稗豆をや五穀となすべし

草乃片葉爾至万豆 考云大祓詞に草の垣葉と書ひ訓を知
らせ爰に片葉と有と義を以也さて片葉に至までと云よ
て万の物皆傷盡せるを知らせたり○講義云五穀より始
めて菓樹菜蔬をも遺さき總たるなり大祓詞などに云る
草の垣葉と此と同物ながら此なるより人の陸田に作れる

菜蔬等を云るよて彼より自然生の野草の類にて別の事也
不成 講義云崇神天皇紀より天下大疫疾の行されしを以
ても風神の御守薄かりしを思ふべし不成の風神の御崇
よて成を給はざるよあらき其御祭を物を給ひざりける
故より自然成らざりし也然れどもその神の遙より遠ざけ給
ひて御徳を施し給ひざりしなれば實より不成といふべ
きあり

歳莫尼久 考云年々そこなぬ間無也萬葉より間無を麻禰
久と讀り○後釋云幾年も重ること也萬葉より多き詞よて
みな度とゆく重かるを云り無間の意よ非也
百能物知人 後釋云多くの物知人といふおとよて百の物
知人の數を云ふ也○今按に物知人の太兆の卜事をもて

神の御心を伺ひ知る人をいふ由史傳に委し其説長けれは引出す

ト事 今按よんきはち太兆のト事あり

出牟神乃御心者 講義云此出牟をト事よ出むと上より續けて見るハ悪かり此ハ見とるハ神の御心と云意なれば神の上に冠らせて心得べきなり神の御心とハト事に依て發覺る其即神の思ほす所なるが故よ云り御心とそ御所爲と云よ異あらざ

此神止白止世云々 講義云百の物知人等の思慮定たるよト事を以其應へりや應はずや令ト合むるよ太兆の占形よ出る所を明し白せとあり負給まハ天皇の詔敕以仰給へる也

此乎物知人等乃云々 講義云此乎ハ上を承て云る也ト止

母ハ雖ト相にて物知人等の其思慮る所を以徴を神に取て其事を決定とそと雖といふ義なり

忘事無久遺事無久 講義云忘事無ハ天神地祇を漏さぬと

とを云こハ其祭祀の欠典なきを云なり

思志行平波須 後釋云こハ訓むべきまよハ委しく書たるな

れは字のまよハオモホシオコナハスナと訓むべし是古言かり古言よミソナハスといふれをも古事記書紀續紀などよ看行と書て是も見と行ハすと云こと約りたるなり

誰神會 講義云神等を天社國社と稱辭竟奉らせ給ハ遺漏る事ハ非トと思ほと行ハす物を誰神と句を斷たるよ

大よ咎めたる由を曾の詞にて聞せたり御紀七年の下よ時得神語隨教祭祀然於事無驗とある文を今此よ置て考ふべし

作々物 講義云五穀を始めて草の片葉よ至るまでを漏さざる故よ作々物と云り只作物と云との別あり

宇氣比 考云誓をも祈をも云りこゝの祈を云○講義云宇氣比の徴を我よ取り信を神よ試むるを云り然れば宇氣比の受合なるべし○今按よ誓約また祈などを訓めり此等の字義を合せて心得べし猶委しく古史傳に見えたり相都々 講義云大忌詞にの不相賜とありその祈りて未然を禦く詞なるが故あり此の當昔凶年の打續きたる所以を神の示し給ふ御言ある故よ相都々と云へり都々と云

神の御守護あらざりしこと見えたり

天乃御柱乃命國乃御柱命 考云神代紀に生日神云々授以天上之事故以天柱舉於天上也この天柱すあそち伊邪那故命の御息よて風神ありとする由の此風神を天御柱國御柱神と申す又同一書に伊奘諾尊曰我所生之國唯有朝霧而黨滿之哉乃吹撥之氣爲神号曰級長戸邊命亦曰級長津彦命是風神也といひ萬葉よ龍田彦勤此花乎風爾莫落とて次の歌に風莫吹登打越而名負有杜爾風祭爲奈と有かとを合せて知るべし○今按に神代紀に以天柱舉於天上也とある天柱の風神にあらむ同紀よまた化豎天柱とある是かり又天御柱國御柱と申すの風の天地間を通ひ持つ故の御名あるよとあそ古史傳よ詳かり披見るべし

朝日乃日向處 考云紀は是國也直向日出方故号其國曰日向也この如く立野の龍田山の東の麓あれば日向處といふ古けしきのよきをほむるに日影もて云り實に此及ぶ物何かあるべき○今按に記に朝日直刺國また歌は朝日の日照宮と見え大神宮儀式帳は朝日來向國といひ萬葉二は朝日照佐太の岡邊まゝ且日照島之御門などあり

夕日乃日隱處乃 考云よの夕日その山の西は隱るればけしきに取べからねと文の爲はいふの○記傳云日隱處のめづべきに非れども唯朝日を主として其對は詞の文は云るのみあり○講義云記の歌に夕日の日かける宮とあるは依て訓べし同書は夕日之日照國ともある如

く西方の遠く打晴て夕日影の永く刺入るまで見畢て其宮内は没るが如くなる處を云あり○今按は記の歌を此文と少か異なるべくおほゆ

立野乃小野云々 講義云右の朝日の日向處夕日の日隱處の吉處を吾宮處として宮柱と定奉りてといふ義也○立野乃の乃字諸本は爾は誤れるを考は乃と改められたるは然ることあるは付て數本を校合るは本朝月令に引けるは立野乃小野爾とあり云々小野の立野の地形を美て云り地名に非き

辭教悟奉處 講義云立田の立野の小野とあるその所也さて辭の事なり事との宮柱を定め幣帛を奉る等概略也宮柱定奉處 講義云令鎮坐と云に同じ

禰辭竟奉爾 後釋云禰辭竟奉りよ王臣等を遣むと云ふ
かり考よ爾を止と改めてマツラクと訓れたるハ非なり
○講義云幣帛を賚して參向ふ事を云なり
禰辭竟奉止久皇神乃前爾云々 講義云禰辭竟奉久ハ皇御孫
命より神よ申させ給ふ詞にて祝詞あり皇神乃前爾白賜
事乎より以下の祝詞を兼たる宣命也

比古神爾 考云古事記ハ生風神名志那都比古神とある是
也又神代紀よ吹撥之氣化爲神号曰級長戸邊命亦曰級長
津彦命是風神也といふ此二書互よ一神落たるものあり
今此祝詞よて彦神姫神おとするこ著ければ二書とも
補ふべし云々

比賣神爾云々 講義云他社の例多くハ比古神よのみ奉ら

れて比賣神の御服までハ悉く及ばざるよ此社へのこ
さと比賣神の御し給む料よ調進することを如此いふお
り考に明妙云々五色物までの言を畧さて御服備ふと云
なりと云れしかと然らむ

金乃麻笥 考云苧をうきて入る器あり

金櫛 考云大神宮式に金銅多々利二基高各一尺一寸六分
土居徑三寸六分

これを令義解よ線柱と書しを思ふよ三寸六分四方の物
を下居としてそれよ高一尺一寸六分ある柱を立たるの
み和名抄にハ洛架を多々利と訓り字ハ異なれど物の同
し○講義云櫛ハ栳を懸る物あり多々利とハ立柱と云こ
とよて栳をかくる料に柱を立たるを云なり

金能棒 考云大神官式に金銅加世比二枚長各九寸六分萬手長五寸八分萬葉よをとめらが續麻ツマ繫カケといふ鹿背之山とよみ續日本後紀よ山城國相樂郡棒と書ツマと合せ見よ棒の續麻をかくる物とて聞ゆ云々今田舎女の繻車ヌマよ懸たる糸を篋ツマへ巻取マキをかそふといひ然せし糸をかそひ苧ツマといひ其糸を煮る粘水ををがせのりと云然らばかの篋の糸を引かくる物を棒と云べし云々○講義云棒の篋の糸を引かくる物也古語拾遺に以麻柄作棒とあるも同物なり
明妙照妙云々 考云此十二字今本こゝよ有ハ誤にて加りし物なり○講義云上に姫神御服備とある目を記せるあり考に云々非事なり
和稻荒稻 考云和稻と米と爲たるをいひ荒稻と穂なから

ある類を云

皇神乃成幸賜者 講義云賜者ハ多麻波婆と將然といふ語ありされハ大忌祭此祭ともよ四月の時と然も訓むべきを七月の度ハ秋なれハ多麻閉婆と訓附て既ツマ然ツマことハして上下の文よ其用意するよ非れば通難きに似たれば何とせば其説よ合へからとむ此を思ひ此を惟ふに秋祭と七月の祭を云に非せその新嘗祭を云るおれば此詞と四月七月ともハ多麻波婆と訓む方宜しきなり然ると伊勢大神官の神嘗御祭を九月に仕奉らせ給ふ上からでハ諸神よ其年の稻穀を奉らせ給ふこと全に物よ見え且七月よ出来る早稻を奉らせ給ふこと全に物よ見えさればかり但四時祭式よ米酒各一石五斗稻五束と見え

たるの四月七月とも奉るよて詞に御酒波云々和稻荒
稻とあるを云にて初穂の事からざるを思ふべし

初穂者 講義云新嘗祭は奠らせ給ふ所の供御を云り

秋祭爾奉止 講義云新嘗祭をいふ也 新嘗は十一月の祭な

らず大神宮の九月神嘗祭の如きをみそ秋祭とは云へか

れと思ふもあるべけれと古始大元考に云る如く新嘗と

雖舊儀は九月なりつるは大神宮の神嘗を九月に物爲と

せ給ふか故に自餘諸神の神嘗及皇孫命の聞食す新嘗と

も心を十一月にしては思ふべしさるの當年の秋は至て熟める

新稻を以奠る由あるを以秋祭と云るにて時節の秋を

云よりの初穂者云々といふ事の重きをもて察ふべし初

穂者云々の例の既は祈年祭かともありつるが其下に

云如く其等の十一月新嘗祭を以初穂を奠らせ給ふを云

と同意きを以知べし若然らざとせば何時とかせむ且七月

祭ならむよの早稻といへども未だ穂にの出ざるべし其

餘の時よ初穂を奉られし由も見えざれば右の祈年祭よ

いへる初穂よ例して秋祭の新嘗あることを明らむべき

かり云々七月の度も祭神料物の四時祭式よ載する所四

月に少も異あきば初穂を奉る祭の別なる證也

王卿等百官能人等 考云此御使は王臣五位以上と式よ在

の四位五位の事よて三位よ例なし爰は卿と書むの後よ

書違へし成べし此上文よも他にも皆臣とあるなり○百

官の人等と能の辭あるにて其官の中なる人といふ事よ

るし○講義云四時祭式よ差王臣五位以上各一人神祇官

六位以上各一人充使とある是かり○今按は卿字をたゞ

臣と同じ意よ書るあるべし必ずしも三位以上を卿とい

ふよ拘はるべからば又百官能とあるをいはれたるも拘
泥よ似たり他の詞よ百官人とのとあるも能を添へて訓
むべければかり

倭國六縣云々 考云同日の朝廣瀬龍田の御使の別よ至て
祭らるゝかれは同六縣の人々も分れて二所へ参り集ふ
かるべし○講義云考よ云々といはれたるのさも聞ゆれ
ど熟考するは敕使の分れて参らるゝこと所見かければ信
難し然れば事の次を以て思ふよ御使の人等及國司以下
の人々先よ廣瀬神を祭りて後よ龍田よ参向せらるゝよ
てあるべきなり然れども六縣の刀禰男女の豫て二社よ
分れ居て其事よ預り仕奉るなるべし
被賜豆 後釋云タマハリテと訓べし幣帛をの取るを云り

凡てタマハルと云の受る方よ付て云ことある故よ古書
よの多く被賜と書りそを唯賜と書るの畧也○講義云宇
豆乃幣帛を受賜はるを云かり

奉禮宣命乎云々 講義云この宣命の結句也祝詞は爰ある
奉禮まであり

平野祭 考云神名式に山城國葛野郡平野坐神社四座並大名
月次に見えたり此四座の一は今木二の久度三の古開四
新嘗の比賣神におはする事即ち祝詞に見ゆさてこの社の始
の事は廢帝いまた大炊王と聞えて奈良の田村におはし
たるを天平寶字元年四月皇太子よ立玉ひたり其田村よ
おはしまを今木大神を天皇と聞え奉りて殊よ崇み坐し

を後、桓武天皇平安城へ遷り奉りて崇み奉り給へるな
るべし久度古開の二社も田村におはせしが異所なれど
由ありて同く遷し奉れ玉へるか未たよく知らせ延暦
元年十二月の紀、田村後宮今木大神叙從四位上と有は
未た平野へ遷り奉らぬ時なり類聚三代格に正一位平野
社地云々右社預從五位下卜部平曆解狀備謹檢舊記延暦
年中立件社之日點定四至奏聞既訖云々これに延暦遷
り奉りしは見えなれど其年月は知られぬ此格は貞觀格
平野今木神從一位とあり神位は延暦元年に今木は從四
位上承和三年平野の今木正四位上久度古開二神從五
位上本は從五位下也これより度々進め玉ひて貞觀元年今木
は從一位久度古開は從三位比賣神は從四位下同年の末

今木は正一位次々皆進階有て後は平野は總て正一位
を參らせられしなるべし○祭は太政官式平野祭四月
十一月上申參議以上赴集或皇太子親進奉幣事見式又同式
平野祭は桓武天皇後王改和爲臣者亦同及大枝氏和氏並預見
參この祭式は貞觀儀式委被見べしかくて光仁天皇
の御嗣にて桓武天皇の御後諸王諸臣まで是を氏の神と
齋ひ給ふ由は上に云が如し大江和氏等の見參預る由
は如何なる事か知らせ延暦八年紀皇太后今上御姓和母公也
氏贈正一位乙繼之女也母贈從一位大枝朝臣直妹后先出
自百濟武寧王之子純陀太子と見ゆ光仁天王の后におは
せば后も御氏神の如く給ふ故か又此大江和氏の本居
の神と有けむ右の式に及大江氏云々と有も王氏なら

ぬ由と見えたり。○此祭は貞觀に始められしと或物に書
しは疑ありまつ貞觀紀に元年十一月九日平野春日祭如
常とありて其次に梅宮大原野おとも如常とあり此上
は總て平野祭のこと見え然れば天安二年四月に始ら
れしを其事紀に落たるか天安二年六月さらば同年四月
に始りしを同十一月に如常と云んはいさゝか覺束無し
西宮抄の四月四日廣瀬龍田祭廢務の事の裡書に貞觀元
年四月四日同祭當平野祭云々とあり此言この時始られ
しとも聞えき猶少し前より始りしと考ふべし。○講義云當
社四月十一月上申日祭禮の事は本朝月令に弘仁官式云
凡四月十一月上申祭大臣若參議以上赴進或皇太子親進
奉幣とあれば桓武天皇の御世よりの例にて此頃の常と

聞えたり然るに廿二社註式に第五十六代清和天皇貞觀
元年十一月九日始祭と見えて公事根源も其説あり但注
式の或説に延曆年中始被行とも弘仁年中被行とも仁壽
九年十月被行之とも有て何是として據ある事なきが如
しと雖今此を考るに眞に延曆中より始めて行はれけるよ
りして次々に行はれけむを偶弘仁仁壽の度に有しか物
に見えたるを此或説は擧たるからむか此等を合て思ふ
に彼貞觀元年に儀式も何も調ひ定れる者なるを云なる
べし類聚三代格に載せる延曆廿五年五月の太政官符中
祓の條に平野祭の事出たれば既に其頃より祭れりしこ
と有なりけり云々

天皇我大命云々 講義云今本に世字を落せるを本朝月令

一有_一從て補ふ○今按_一誠に此字あるべし無くても必
き訓添ふべきあり猶此言は春日祭の下_一出たり

今木與里云々 考云既に舉_一如く田村後宮今木大神とあ
れ_は此今木は奈良の今木を指すあり日本紀_一見ゆる高
市郡の今木に非_き扱光仁天皇次に桓武天皇もその今木
乃社を崇みたまひ來_し始めの事をあか_まなり○講義云
今木は神名なり田村よりと云はては聞えず田村は記傳
四十四に姓氏錄_一奈良京田村里續紀十八_一藤原朝臣仲
村宮卅七に田村後宮とある地あるべしと云れたる如く
な_どあるも此地なりとある地あるべしと云れたる如く
かれ_は桓武天皇乃御代に其地より遷_し給へらむ_は田
村よりとこそ云べけれ今木よりとは宣ふま_とき理あり
此に因て思ふに石上大神を古く今木神とも申せ_るには

非るか其大神を祀ひ奉る物部氏の支族に今木連と云が
あるも其大神_一仕奉る由緒に依て稱る姓あること上_一
云る如_{なれば}引_{今云此説は下に}今木の地名は元來石上邊
にて呼來れる小字なりけむを田村宮_一とて其大神を勸
請る時に今木より云々とは申給ひつらむを今_一京_一遷せ
る時にも其儘に用るたりつらむとおほゆるなり云々○
今木神は神名式_一大和國山邊郡石上坐布留御魂神社大
次新嘗とある此社_一まを布都主_一劍大神_一坐を云々天皇
相嘗
本紀また天孫本紀に磐余彦尊都_一檀原宮初即皇位号曰元
年云々宇麻志麻治命先獻_一天璽亦堅_一神盾以齋矣謂_一五十櫛
亦云_一今木_一繞_一於_一布都主_一劍大神_一奉_一齋_一殿内云々とある是ぞ今
木の據あるこれより次々宇麻志麻治命の子孫其業を傳

て石上大神、官の事を掌り併て天下の物部を率て仕奉れり。故に其氏族は今木氏あり。姓氏錄山城に今木連神饒速日命七世孫大賣布連之後也と見えたる云々。○今木は齋木にて五十櫛を齋串にて太玉串また天玉櫛といふ。同物にて神代紀に所謂神籬なるものあり。然れば今木は神籬なれば何社に祀れるをも然云べきを石上大神に限りて今木大神とも稱する所以は云々。今木を刺繞らして齋奉られし事いふまゝも更あり。總ての事餘社とは甚く異なりける故に今木大神とも稱し又石上の地は今木といふ字も出来し物ありけり。此詞に今木より仕奉來とある地名なるに思合すべきものあり。云々も然らば田村後宮今木坐大神とか何とか記されば是は今木より云

々といふ事の聞え難きを思ふべし。云々天平寶字元年四月大炊王を皇太子に立給ふ時の紀文に先は大納言仲曆招大炊王居於田村第とありて是より後大炊王の宮と成れしあるが其時の孝謙天皇の御世にして宮中にては専ら佛を信し給ふ時節ありしかば石上大神を宮中に勸請て今木を刺立て齋給ふ神事などの怠らせ給ひ云々。大炊王の皇太子にて渡らせ給ふ時に己命の御爲し時々齋奉給ひけむを大神の御諭坐て田村宮には鎮坐せしこと成つらむ。儀式或江次第ともお平野祭お皇太子の然るを光仁天皇の是を傳領給へるが彼いはゆる田村後宮今木大神也とおほえたり。○今按に講義の説をいと長きを今と唯少かばかり引けり。猶文も前後せる所多きを委

しく知らんと思ふ人も本書を見るべし爰は予か心よ
信る條を摘出たるのみなり又此神の事よ就ても近藤芳
樹の説あるをそは下よ引出て云ふを見るべし久度古開
も是よ倣へ

仕奉來流 講義云今木の地よ鎮坐る御靈を分けてその本
所よ齋奉る任に祀奉る意也式よ平野祭神四座とある如
く今木の本宮よ坐る神を平野よて祀らるゝ事あり此は
式に春日祭神四座とあると此二を除きては餘社に例な
きことあり云々式よ山城國乙訓郡自玉手祭來酒解神社
とある祭來に同名心はへよ解けは了、知らるゝあり自今
木祭來皇大神とつゞけて味ふべき也

皇大御神 講義云こと打任せては天照大御神よ限りて申

せる事なりをを文法の類れたるものあり云々

天能御蔭云々 考云御蔭とては隱坐といふ例あるをこれ
と御魂鎮の文にを畧けり古言のいつまでも略かを云
ての言足はぬものあるをや○今按よ後世とありて古の
さまの違ひゆくまゝよ如斯る類の事も次々出來さるか
り

神主爾 講義云神主の此祭に臨て殊に任されたる也但本

令お引るに此なるも久度古開なるも神儀式に神主二
主を稱宜お作れりさる本もありけるにや
人とあれども何人とも知難し若くは其日早旦儀式よ卜
部二人云々とありて是より後の行事に卜部のあきを以
見れば其神主と云へ卜部の事ありけり但四時祭式に
次神主中臣二人とあり此方宜きに似たり加茂翁は此神
主には主典を

用ゐらるべし主典公文を讀申例なればなりと云れたれと然にはあらす

神財波 講義云衣笠まで係れり此所にて暫く句を切て心得べし鈴屋大人の衣笠の下は爾字落たるべしと云れたれと然に非せ久度古開詞はも爾字あることかく既に春日祭詞にも貢流神寶者御鏡御横刀御弓御棹御馬爾備奉とあるも神寶の語の御棹まで係り御馬への續かさるを思ふべし○今按に一本は爾字ありと云へりそれ若正しくの後釋の説は從ふべし然れと無き例あれば講義は依りてあるもよきなり

衣笠 考云衣笠の蓋なりそのさま儀制令延喜式あどに見ゆさぬの色は右の文に依り伊勢大神宮と同トく紫か天皇の御蓋も紫なること式は見えたり○今按は和名抄は

華蓋和名岐沼加散とあり

明多閉照多閉 今按照多閉三字今本落たり出雲本に林本貞享本は在りと云り本朝月令は引るは明妙照妙和妙

荒妙とあり考はも補はれたり必せ有べきものあり

置高成 後釋云古言めきて聞ゆる詞也○講義云如横山よ

り照應にの置足より今一際まさりて思ゆ云々考は例も見えず言

も畧に過て聞ひもし文字の誤りか云々大なる誤なり

又申久云々天皇我朝廷爾 講義云我字は本朝月令は從へり考に此字を加て例以補ふと云はれたるは月令を見られざりしあり朝廷爾の爾を月令はの乎とあり此はても聞ゆ

伊夜高爾云々 考云王臣の官位彌益に高く氏族も彌廣く

なり元正天皇紀の詔に天下乃政乎彌高爾彌廣爾とある
ハ天皇の御稜威の彌貴く御食國彌廣よしして聊か異あり
○講義云考よし云々と云れつるハさる事なれど月令ハ
天皇我朝廷乎とあり然る時ハ此詔の如く天皇朝廷を彌
高く彌廣く立榮奉らしめ給へと云ふことよなりて王臣
の上の事ならせ王臣の仕奉て御徳をなせ奉ることよか
るあり○今按にこハ何れよても通ゆるなりされど春日
祭よしハの彌高爾彌廣爾の言無く直に伊加志云々と續
きたるをおもふよし猶爾字よて考の説の如くなるべくや
又中臣壽詞よしハ天皇朝廷仁茂世仁八桑枝乃立榮奉仕留
倍支云々とありて王臣へかけたるをも思ふべし
祝詞畧解二之巻終

明治十五年六月五日出板御届

編輯人

東京府士族

久保季 茲

四谷區四谷須賀町
三十二番地


出版人

同

平田胤雄

本所區柳島横川町
十一番地

五十五



特35

793

祝
詞
文
選



